慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	ケベック信託 : 大陸法伝統における特異な制度
Sub Title	La fiducie québécoise, une institution singulière dans la tradition civiliste
Author	Cantin Cumyn, Madeleine(Ko, Hidenari) 高, 秀成
Publisher	慶應義塾大学大学院法務研究科
Publication year	2012
Jtitle	慶應法学 (Keio law journal). No.22 (2012. 3) ,p.163- 183
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	講義 : 2011年度大陸法財団寄附講座「財産の管理・運用」
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA1203413X-20120316-0163

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

講義
2011年度大陸法財団寄附講座「財産の管理・運用」

ケベック信託
——大陸法伝統における特異な制度——[1)]

マドレーヌ・カンタン・キュマン[2)]
髙　　秀　成／訳

はじめに
Ⅰ　ケベック信託法形成における区別されるべき二つの時期的区分
　A　第一期：ケベック民法典制定前〔受託者の特別な（*sui generis*）所有権に基づいた分析〕
　B　第二期：ケベック民法典における信託
Ⅱ　ヨーロッパ大陸法における信託
Ⅲ　ケベック信託の法的枠組み
　A　ケベック法における充当資産の概念
　B　信託の設定
　C　信託の種類

はじめに

ケベック法の信託（fiducie）は大陸法伝統のなかに、いわゆる「トラスト（*trust*）」を適応させた例として、独自のモデルを示しているものである。この信託は独立かつ分離された充当資産（patrimoine d'affectation）であると規定さ

1）本講演は、2011年度大陸法財団寄附講座の一環として、2011年11月5日に慶應義塾大学法科大学院において開催されたものである。
2）マギル大学名誉教授（同大学法学部ウェインライト民法講座）。

れている。ケベック民法典に用意された解決方法[3] は、信託の性質を有する制度を認める他の大陸法系の諸国において存在する解決方法とは明白に異なるものである。信託（fiducie）というカテゴリーの意義と射程を説明する前に、ケベックの立法者が、トラストを民法に適応させることから生じる困難を以上のような〔他の大陸法系の諸国と異なる〕方法で解決するに至った経緯について言及する必要があろう。このような歴史的経緯の簡単な説明によって、他の大陸法系諸国の信託と、ケベック法の信託との立脚点の違いをより明確に示すことができるであろう。

Ⅰ　ケベック信託法形成における区別されるべき二つの時期的区分

A　第一期：ケベック民法典制定前〔受託者の特別な（*sui generis*）所有権に基づいた分析〕

「トラスト」は、16世紀において、イギリス[4] からの入植者達によって作成された遺言のなかで現れた。入植者達は、やって来た先で、家族内での財産の移転を行うため、あるいは、慈善事業を遂行するために（*charitable trust*）、無償行為によって信託を設定するという出身国の実務を再び用いたのである。前者はイギリス法で言うところの「個人信託」（*personal trust*）、後者は「公益信託」（*charitable trust*）に相当するものであった。程無くこの実務は実効性に関して疑義が唱えられ、さらには、遺言による処分の有効性についてまで疑問が提起されることとなった。この遺言は、フランス法に由来するケベック法秩序のなかにありつつ、イギリス法に適合するものとして創出されたものであった。この遺言実務に付きまとう疑念は、不明瞭な判例のもとで存置され、ついには下流カナダ民法典（Code civil du Bas Canada）においても払拭されること

3）ケベック民法典（Code civil du Québec ; C.c.Q.）は1994年１月１日に施行された。〔ケベック民法典が採用した解決方法については、〕ケベック民法典第 1260条・第1261条を参照。

4）Madeleine Cantin Cumyn, « L'origine de la fiducie québécoise », dans *Mélanges Paul-André Crépeau*, Montréal, Les Éditions Yvon Blais inc., 1997, pp.199-219.

はなかった。この下流カナダ民法典は1866年に編纂された我が州最初の民法典である。家族信託（*trust* familial）や公益信託の実務が法的根拠を有するに至ったのは、1879年の特別法が施行されてからである[5)]。この特別法の施行によって、ようやく設定者の家族の利益のために、あるいは慈善事業を遂行するために、遺言もしくは贈与によってトラストまたは信託を設定できるようになった。設定者の意図に基づいて遂行されるか否か、あるいは恵与の対象となる財産についてどのような管理がなされるかは、専ら信託（もしくはトラスト）の受託者に委ねられていた。贈与または遺贈によって恵与を受けた者には、信託（もしくはトラスト）の受益者としての性質だけが認められた。

ケベック法にトラストを取り入れた1879年法は、この新たな制度について何ら法性決定〔法的性質決定〕を行うこともなく、いかなる定義を与えることもなかった。1879年法はトラストの設定方法、そして、その機能を簡潔に規定するにとどまった。その結果、信託によって、財産、受託者、そして受益者との間に生じる法律関係の理解をめぐり、学説上の新たな論争がもたらされた。この論争〔の主題〕は次のように要約することができよう。つまり、「それが贈与や遺贈などいかなる処分行為であれ、信託をもたらす法律行為によって、誰に所有権が移転されるのであろうか」、「そもそも信託財産（biens de la fiducie）について所有権者というものが存在するのであろうか」というものである。このような疑問には、一見したところ1982年のカナダ最高裁判所のタッカー判決[6)]において終局的な解答がなされたかのように思われた。タッカー判決の判示内容は次のとおりである。信託財産は、所有権者が存在しない財産ではない。受託者は信託財産の所有権者であるが、しかし、問題となっている信託財産についての所有権は特殊な性質を有するものであり、いわば特別な（*sui generis*）所有権である。受益者は受託者に対する債権者としての資格を有する。

5）信託に関する法律（*L'Acte concernant la fiducie*, L. Q. 1879, c. 29）の規定は、1888年の改正の際に下流カナダ民法典（*Code civil du Bas Canada*；C.c.B.C.）第981a条aから第981n条となった。

6）*Royal Trust Co. c. Tucker*,［1982］1 R.C.S. 250.

受託者を特別な（*sui generis*）所有権者として認めた判例法理はルイジアナ州、スコットランド、南アフリカにおいて採用されている解決と一致するものであった。これら地域は、ケベックと同様、大陸法秩序のもとにあるが、イギリス法が適用されるより広範な政治的共同体に組み入れられている。これら地域は、トラストをその伝統的適用のもと受け入れ、受託者を信託財産についての所有権者または権原（titre）の保持者（titulaire）と考えた[7)]。しかしながら、〔受託者を〕信託的所有権者（propriétaire fiduciaire）または特別な（*sui generis*）所有権者として法性決定することは、たとえ一般的に認められているとしても、信託から生じた法律関係の厳密な分析によるものではない。そのうえ、このような法性決定は、イギリス法伝統がトラストの受託者（*trustee*）に与えたコモン・ロー上の権原（*legal title*）の単なる移植、または模倣に過ぎない[8)]。

B　第二期：ケベック民法典における信託

1994年において、ケベック法はタッカー判決においてカナダ最高裁判所が採用した解決を排斥した。〔このような排斥は、〕以下に述べるような理由によって、受託者を所有権者として法性決定することについて再検討することが正当化された〔ことに起因する〕。第一に、〔タッカー判決のように、〕信託により設定者の財産は受託者へと移転され、受託者の資産（patrimoine）を構成すると主張する考え方は、最初に信託を認めた法律の条文とさえ相容れないものであった。特に、〔下流カナダ民法典における〕条文は、明確に受託者は管理人の資格

7）A.N. Yiannopoulos, « Trust and the Civil Law : The Louisiana Experience », dans *Trusts in Mixed Legal Systems* sous la dir. De J.M. Milo et J.M. Smits, Ars Aequi Libri, Nijmegen 2001, deel 12, pp.55-71, à la p.67 ; M.J. de Waal, « The Trust in South African Law », dans *La fiducie face au trust dans les rapports d'affaires*, sous la dir. de Madeleine Cantin Cumyn, Bruxelles, Bruylant, 1999, pp.87-104 et George Gretton, « Scotland: The Evolution of the Trust in a Semi-Civilian System », dans *Itinera Fiduciae, Trust and Treuhand in Historical Perspective*, R. Helmholz et R. Zimmermann, ed., Berlin, Duncker & Humblot, 1998, pp.507-542.

8）タッカー判決が依拠する分析の脆弱性についてはMadeleine Cantin Cumyn, « La propriété fiduciaire : mythe ou réalité », (1984) 15 *R.D.U.S.* 7-23において指摘した。

において、信託によって移転された財産について支配を及ぼすものと規定していたが[9]、タッカー判決においてこの点は無視されたのである。より根本的には、信託的所有権（propriété fiduciaire）という法性決定は皮相なものにとどまるものであり、信託を利用することにより生じる問題について意味のある解決に資することはなかった。しばしば大陸法伝統においては、法的地位（situations juridiques）についての法性決定の重要性が指摘される。特に、条文の適用および解釈を先導する法性決定が重要である。そして、適用可能な特定の規定を欠く場合には、補充規定や任意規定による法性決定がなされる。ところが、信託的所有権は特別（*sui generis*）なものであり、〔厳密には〕民法典に用意されているいかなるカテゴリーにも属するものではない。〔かろうじて〕利用可能な分析ツールは所有権だけにとどまることとなる。さらに困難なことに、所有権に関する規定さえ受託者には適用することができない。というのも、専ら受益者の利益のためだけに行われる、実効性があり、有用かつ忠実な管理を確保しうるいかなる仕組みも、所有権に関する規定から引き出すことはできないからである。それでもなお、イギリス法の伝統においては、このような仕組みを確保する規定の欠落[10] により困難が生じているわけではないと見える。そこでは、トラストにおける受託者のコモン・ロー上の権原（*legal title*）と、恵与を受けた者の受益権原（*beneficial title*）とが対置される。この受益者の有する権原によって、エクイティによって創出された救済への道が開かれるのである。エクイティの性質を有する救済手段は、トラストにおける受託者による誠実性に反する行為や忠実さを欠く行為に対する防護壁となる。ケベック民法がイギリス法のような権原の分割を認めていないにも拘わらず、受託者に所有権を認めることは、権利の濫用（abus de droit）に基づいた救済手段しか提供しえないことになる。しかしながら、権利濫用法理は、害意もしくは詐害

9）下流カナダ民法典第981b条。

10）イギリス法伝統のトラスト（*trust*）については*Water's Law of Trusts in Canada*, 3e éd. 2005, par Donovan W.M. Waters, Mark R. Gillen et Lionel D. Smith, Toronto, Thomson/Carswellを参照。

（fraude）しか対象とすることができない。権利濫用法理によっては、受託者の管理を制御することや、受託者が設定者の意図を遵守しているか、または忠実に行動しているか否かを審査することはできない。権利の濫用が存しない限り、民法において所有権者は、その物を使用しないということを含むいかなる利用方法[11]についても、責任を問われるいわれはない。

調和を保ちつつ信託を取り込むことを可能ならしめ、信託の機能を促進するために、信託から生じる法律関係につき、民法において意義のある法性決定が見出される必要がある。ケベックにおいて、トラストに由来する信託は、財産を使用する方法ではなく、他人のための管理の手法であることは明白である。用益権者や継伝義務者とは異なり、受託者は自己の利益のために権利（droit）を行使するのではない[12]。受託者は、設定者によって企図された充当目的（affectation）を実現するために、私心を排して信託財産を管理すべきである。結局、信託財産の管理人という資格こそが、受託者に適したものである。そして、信託財産は明確に受託者の個人的資産（patrimoine personnel）から除かれることとなる。そのため、ケベック民法典において、信託財産は自律的な存在を形成するものと考えられている。この自律的な存在は、独立かつ（autonome）分離された（distinct）充当資産とされる。

ケベックとは異なり、ルイジアナ州、スコットランド、南アフリカは、トラストにおいて、受託者が信託財産について権原を有する考え方を維持している。これらの地域は、このような考え方に基づいて、トラストをめぐる法性決定によって引き起こされる諸問題に対して対応がなされている。ルイジアナ州は、「トラスト」法典を制定しており、この法典によって「信託的所有権」の行使を規制する特別な法的制度を確立している[13]。南アフリカにおいては、

11）ケベック民法典第６条・第７条。

12）ケベック民法においては、用益権者および継伝義務者は自らに譲渡された財産について物的権利を有している。これら制度については、Madeleine Cantin Cumyn, *Les droits des bénéficiaires d'un usufruit, d'une substitution et d'une fiducie*, Montréal, Wilson & Lafleur Ltée, Éditeurs, 1980において検討を行った。

受託者の指名にあたって事前の承認および担保の供与を要求することで、所有権者という法性決定に内在するリスクを抑制している[14)]。スコットランドのトラストは法律に基づくものではなく、実務において承認されているものである。そこでは、学説上の創意工夫により、信託的所有権に固有の法的規制が次第に形成されてきた。これら学説は、特に信託財産が受託者の個人財産のなかで独立した資産を構成するという考えに基づくものであった[15)]。現在、法的秩序において、伝統的な相続の場面だけでなく、取引の場面においてもトラストを用いる慣行が形成されてきている。後に言及するように、この点はケベック法についても同様である。

Ⅱ　ヨーロッパ大陸法における信託

ヨーロッパ大陸法における信託の利用は、20世紀の分岐点にまで遡る。この実務はいくつかの取引関係を構築するために登場した。大陸法において、無償の処分行為には不可避的に制約が存するため、相続上の目的を有する潜在的な信託が発達していくことが妨げられていた。ケベックの信託とは異なり、ヨーロッパの信託は決してトラストには由来するものではないと思われる。ドイツにおける信託は、受託者との合意による財産移転契約の形式の下で現れた。この信託はローマ法におけるフィデュキア（*fiducia*）に着想を得たものである。しかも、ドイツにおける信託はいかなる条文に基づいたものでもない。ドイツの信託は常に取得者への財産移転契約から生じるものであり、財産の取得者は譲渡人に対し、受託者義務（obligations fiduciaires）と呼ばれる給付義務を負うこととなる。元来、信託は、ローマ法上の債権者とのフィデュキア（*fiducia cum creditore*）のように、債権の担保の技術として用いられていたが、今日に

13）ルイジアナのトラスト法典（La. Acts 1964, No. 338）は民法典第９章「贈与」に編入され、S 2 R.S. 9 : 1721として規定された。

14）le *Trust Property Control Act*, No. 57 of 1988, article 6.

15）Gretton, *supra* note 7.

おいては、友人とのフィデュキア（*fiducia cum amico*）のように、財産管理の領域における利用がなされている。これら信託のモデルはヨーロッパ大陸において支配的なものである[16)]。特に、このモデルはフランスやルクセンブルクなど、信託的譲渡のモデルに従って信託に関して法律を制定した国々において採用されている[17)]。

〔信託的譲渡のモデルにおいては、〕原則として、信託的合意による譲渡によって、取得者に財産が移転される。取得者の権原は第三者に対抗することができる。このような信託から生じた法的関係の分析は、ローマ法起源であるにも拘わらず、1994年以降のケベック法を例外として、イギリス法のモデルに基づいてトラストを受容した大陸法系の諸国において優勢な分析に近似したものである。そのため、ヨーロッパにおける信託を基礎づける法的技術によっては、譲渡人は信託における取得者の背信行為や義務の不履行のリスクに曝されてしまうことになる。それでもなお、この契約の形態は元来の特徴を維持しえている。なぜなら、この契約類型は、他人の財産の管理に関し、委任の代替手段を提供するものであり、動産担保法の改正がまだ実現されていない段階においては、債権を担保するにあたり有効な手段を提供するものだからである。信託から生じる不都合は様々な方法で取り繕われている。まず第一に、専ら信託をめぐる取引は事情を知っている当事者との間の取引関係のみを構成する。信託契約は一般的に適用されるものではない。例えば、恵与の意図を実行するために信託契約を用いることはできない。このような適用領域の限られた信託契約は、近年のフランスおよびルクセンブルクにおける信託に関する法律において見出しうる。第二に、受託者となることができる者は、監督下にある金融機関など一定の者に限定されている。最後に、信託契約の対象となる財産が、信託上の取得者の資産のなかで分離された包括財産（fonds）を形成すること、あるいは受託者の固有財産（patrimoine propre）から独立した信託資産（patrimoi-

16）*La fiducie face au trust dans les rapports d'affaires*, sous la dir. de Madeleine Cantin Cumyn, Bruxelles, Bruylant, 1999, pp.173-338, les rapports d'Europe continentale.

17）フランス民法典第2011条－第2030条、およびルクセンブルクの2003年７月27日法。

ne fiduciaire）の設定がなされることの承認は、信託契約の効力を強化することにつながる。

ヨーロッパ大陸において用いられている信託は、その適用範囲も然ることながら、その定義においても、ケベックの信託とは判然と区別される特徴を有している。

Ⅲ　ケベック信託の法的枠組み

ケベック民法典の改正を契機として、信託の適用領域は、伝統的な恵与という範囲を超えて、商事分野にまで拡大された。さらに、ケベックにおける信託の用途は他のカナダの州における明示信託（*express trust*）の用途にも近接した[18]。ケベックにおける信託の用途は、トラストを受容した他の大陸法系の諸国における実際のトラストの用途に一致するものである。信託に数多くの用途を承認することで、信託は民法において確固たる基盤が与えられたことは容易に想像できる。信託の適用領域を拡げたケベック民法典が採用した解決方法は二つの相補的な要素を含んでいる。つまり、受託者は他人の財産の管理人（administrateur du bien d'autrui）と法性決定されるという要素と、信託は充当資産を構成するという要素である。以下においては、二つ目の要素を検討することとしよう。

A　ケベック法における充当資産の概念

ケベック法において、充当資産は受託者の資産の分割を意味するものではない。充当資産は、ヨーロッパの信託についてしばしば主張されているような、事実上の包括体（universalité de fait）、つまり受託者個人の資産のなかに存する識別可能な財産の集合ではない。ケベックにおいて、信託を構成する資産は、独立かつ分離された充当資産と規定されており、法的な包括体（universali-

18）Water's, *op. cit., supra* note 10, p.533 et s.

té juridique）を構成するものである。この法的な包括体は財産（biens）および、債務（obligations）または負債（dettes）をともに包含する[19]。これらの財産はもともと設定者の財産であったものである。そして、これらの債務は、設定者によって財産に付与された充当目的から生じたものである。信託資産（patrimoine fiduciaire）のなかの財産のみが、これら債務の履行について引き当てとなるのである。これにより、信託資産に含まれる債務については、設定者、受託者、受益者のいずれも個人的に責任を負わないこととなる。これらの者の個人的な債権者が、信託を構成する財産を差し押さえることはもはや認められない。受託者には、専ら充当目的を遂行し、独立した資産体（entité patrimoniale）を運用する任務が課される。受託者は他人の財産の管理人としての性質を有している[20]。

ケベック民法典において採用された解決については二つの主要な批判がなされうる。まず第一に、充当資産という概念を容認することは、有名なオーブリー＝ローの著作において展開された資産理論（théorie du patrimoine）[21] と相容れないという批判である。確かに、充当資産を認めるということは、資産と人格は不可分なものとする資産理論の帰結との決別を意味するものではある。ケベック民法典第２条は、例外として、自然人も法人もその保持者（titulaire）とならない資産が存在する可能性を認めている。しかしながら、第一の批判は、信託により財産を受託者に移転するという見解こそ、より一層、資産理論と合致しないということを看過している。つまり、もし〔この見解において、〕受託者が信託財産の所有権者でありながら、受託者の資産の内部において、信託財産が独立した集合体（masse）を構成する、もしくは受託者の資産とは独立の資産を構成する（資産の二元性；dualité de patrimoines）のであれば、問題とされる資産と人格の一体性および不可分性からの帰結とは反対のものとなる[22]。

19）ケベック民法典第1260条・第1261条。

20）ケベック民法典第1278条。

21）C. Aubry et G. Rau, *Cours de droit civil français d'après la méthode de Zachariae*, 5e éd., Paris, Marchal et Billard, E. Bartin, 1917, para. 573.

第二の批判は、信託に関する法改正にも拘わらず財産の帰属の問題が解決されていないのではないか、というものである。もちろん、最良の解決は信託を法人と認めることだったと言えるであろう。なぜなら、法人は全ての要素を含んでいるからである。しかしながら、立法者は立法政策上の理由から、信託を法人と認めることを控えた。ただし、民法典は明示的に、信託財産が設定者、受託者、もしくは受益者のいずれかに帰属すると考えられることを回避しており[23]、結局のところは信託について法人格が認められていると見うる[24]。

B　信託の設定

改正により信託の設定による効果が拡張されたなかで、とりわけ信託資産（patrimoine fiduciaire）に含まれる債務に対する責任が明示的な規定によって限定されたことは驚くべきことではない。しかし、見方を変えれば、このことは信託が詐害目的で利用されうることを意味する。信託の設定に関する法的規制の必要性は、トラストとの比較において最も際立った特徴である。イギリス法伝統において、トラストは一般的なカテゴリーとしての役割を果たしている。そこでは非常に多彩な状況においてトラストに助けを求めている。トラストの概念が適用される際に常に存在している要素について、一覧を設けることは不可能なことである。また、トラストは、資産または法的な包括体の概念に基づいて構成されていない。トラストは、直接的かつ排他的にその財産が引き当てとなる消極財産を含まないのである[25]。

ケベック民法典第1260条によれば、信託の設定には、移転的効果をもたらす法律行為が必要であり、それは設定者および受託者、そして設定者の定めた目

22）P. Lepaulle, *Traité théorique et pratique des trust*, Paris, Rousseau & Cie, Éditeurs, 1932が既にトラストが充当資産を構成するものと提唱していたことは興味深い。この著作はケベック民法典の起草者にも影響を与えた。

23）ケベック民法典第1261条。

24）ここでなされている分析については、Madeleine Cantin Cumyn, « La fiducie, un nouveau sujet de droit? », dans *Mélanges Ernest Caparros*, sous la dir. de J. Beaulne, Montréal, Wilson & Lafleur Ltée, 2002, pp.129-143を参照のこと。

的に充当される財産との間で効果を生じるものである。実はこの仕組みは既に従前の法律の下でも存した。この仕組みにおいては、設定行為、とりわけ設定者による財産の終局的な移転の必要性が再確認されるのである。いまや、ケベック民法典第1262条に規定されているように、設定行為はもはや単なる贈与もしくは遺言であるだけではなく、財産の移転が相手方当事者に生じる有償契約でもありうる[26)]。この点も、ケベック信託における新たな要素である。ただし、ケベック民法典においては、財産が実際に移転し、自律的な管理がなされることを確保するために、いくつかの点について明文化がなされている。設定者もしくは受益者は、設定者と受益者いずれの資格も有していない別の者と共同して管理にあたるのでなければ、受託者となることができない[27)]。設定者は、信託から生じる利益を享受することができるが、唯一の受益者となることはできない[28)]。ケベック法において、全ての自然人は信託の設定者となる法的能力を有しており、また、受託者になることができる[29)]。反対に、法人については、法律上、他人の財産を管理することが認められた場合にのみ受託者として指名されることができる。最後に、立法者は、信託の設定行為についていかなる特別な形式や公示を要求しなかった。ただし、無償の設定行為は、一般法に従って、贈与もしくは遺言の形式を備える必要がある。不動産の贈与および移転行為の公示に関する一般規定もまた適用される。あらゆる財産もしくは財産的性質を有する権利は信託の設定による移転の対象となりうる。信託の存続期間中において給付について権利を有する者は一般に収益の受益者と呼ばれる。他方、信託の終了後に財産が戻される者は、元本の受益者と呼ばれ

25）イギリス法伝統においては、トラストの定義がなされるのではなく、設定された法律関係の記述がなされる。信託の準拠法及び信託の承認に関するハーグ条約（la Convention de La Haye du 1er juillet 1985 relative à la loi applicable au trust et à sa reconnaissance）2条を参照。

26）ケベック民法典第1262条。

27）ケベック民法典第1275条。

28）ケベック民法典第1281条。

29）ケベック民法典第1274条。

る。これらの呼称はトラストにおける用語法を繰り返すものである。

C　信託の種類

ケベック民法典第1266条は個人的な目的（fins personnelles）で設定された信託と、私的（privée）または社会的（sociale）な目的により設定された信託を区別している。この分類は、存続期間に従ってそれぞれのケースを再編したものであり、最重要の区分ではない。充当目的の性質に従った分類こそが、より望ましいものである。この充当目的の分類によって、恵与の意図もしくは金銭的な利益の獲得目的であるかが明示されることとなる。とりわけ、この分類によって、それぞれの種類の信託の設定に必要とされる法律行為を特定することが可能となる。以下では、無償信託および有償信託について検討することとしよう。

無償信託は特定された者、または特定可能な者のために設定され、その者が受益者となる。この信託は個人信託（fiducie personnelle）とされる[30)]。この信託の存続期間は第二順位の受益者までに限定され、その開始時点は信託設定から起算して100年内に限定されている[31)]。個人信託は、おおまかに言って従前に認められていた信託に対応するものと言って差し支えなかろう。この種の信託が実務で最も用いられているものである。これにより、未成年者など、自分で財産を管理することができない者のために自律的な管理を確保する手段、さらに、一方配偶者により第一順位の受益者として指定された他方配偶者の死亡の際に、一方配偶者の子供が遺産を受け取ることを確保する手段が維持されたことになる。生存者間において個人信託が設定されることで、後継者に企業経営を承継させ、また、有価証券といった財産を自由に管理させることが可能になる。とりわけ、設定者が高齢になり、自分の選んだ相続人に経営を移行させることを望んでいる場合には有効な手段となろう。この場合において、設定者は第一順位の受益者となり、その子供もしくはその他の相続人は、収益もしく

30）ケベック民法典第1267条。

31）ケベック民法典第1271条・第1272条。

は、信託の終了後に信託財産が移転される場合には、元本についての第二順位の受益者のグループに属することとなる。

社会的信託（fiducie d'utilité sociale）、または信託によって設立される財団（fondation）は無償でなされる信託のうち、二番目の種類に当たる[32]。この種の信託は一般利益を目的として設定され、信託の設定のために財産を処分する者は、篤志や慈善的な性質を有する恵与の意図を表明することとなる。その存続期間は永久なものとすることが可能である[33]。また、民法典は、社会的信託よりも一般利益（intérêt général）を追求する性質が希薄な信託についても、私益信託として、個人的利益の追求以外の目的で設定される充当資産の設定を認めている。このような私益目的の信託の存続期間も永久とすることが可能である[34]。

有償信託は私益信託とされるが、これにより設定者および受益者のために金銭的ないし経済的利益を追求し、営利目的ないし商業目的に財産が充当されることが可能となる[35]。この種の信託は、他の種類の信託、つまり設定者および受託者、そして特定の目的に充当された財産との間での財産移転契約による信託と同じく、設定にあたっての一般的な要請に従うことになる。もし設定者の資産のなかの財産が、設定と同時に創出された信託資産（patrimoine fiduciaire）へ移転されるというのであれば、この種の信託を設定する契約は無名契約の性質を有するものであろう。有償信託も私益信託として存続期間は永久たりうる[36]。今日では、一般投資家向けの投資募集や有価証券の発行とともに、不動産または動産の投資信託の形式のもと、有償信託のいくつかの適用例が存する。退職年金制度のうちいくつかは年金基金信託によるものである。有償信託は、イギリス法伝統における「事業信託」（*Business trusts*）に対応する

32）ケベック民法典第1270条、第1256－第1258条。
33）ケベック民法典第1273条。
34）ケベック民法典第1268－第1273条。
35）ケベック民法典第1269条。
36）ケベック民法典第1273条。

ものとして考案され、様々な用途に用いられる。しかし、ケベック民法典においては、依然として個人信託といった無償信託を中心とした規定が設けられており、経済的な目的のためになされる信託から生じる様々な状況にはうまく対処しきれていないように思われる[37)]。なお、ケベック民法典第1263条の規定にも拘わらず、ケベックの信託は担保のための独立した手段としては用いられない。債務の履行を担保することを目的とする信託においては、債権者は抵当権者と同様の地位に置かれることとなる[38)]。

ケベックの信託は、いわゆる「トラスト」とも、ヨーロッパで行われている信託とも異なるものである。もしケベックの信託により同一の目的を達成することが可能になるとしても、そのために同一の方法が用いられることは殆んどない。そして、この〔ケベック民法典の〕信託の諸規定は、「他人の財産の管理」の制度[39)] によって補完されるものであり、ケベックで用いられる法技術の実効性は、まさにこの制度によって明かになるのである。

【訳者注】

本講演の内容に関連する邦語文献としていくつか掲記しておきたい。いずれも翻訳にあたり参考となった。ケベック民法典の特徴および制定の経緯については、大島俊之「ケベック民法典略史」神戸学院法学34巻2号469頁以下（2004）、金山直樹「民法改正の動向（2）フランス・ケベック」内田貴＝大村敦志編『民法の争点（ジュリスト増刊）』33頁以下（有斐閣、2007）、加藤雅之「ケベック法―現代的改正の先駆けが維持する伝統」金山直樹編『消滅時効法の現状と改正提言〔別冊NBL122〕』150頁以下（商事法務、2008）、ジャン・ルイ・ボードワン（平野裕之訳）「経済の発展と法典（民法典）の編纂―ケベック民法典における契約の新たな道徳からの教訓」慶應法学13号143頁以下（2009）、ジャンドロー・イゾルド（土井

37）この問題についてより包括的かつ総合的に取り扱うものとして、V. Boucher, « Fiducie », dans *Biens et publicité des droits*（2009）, Juris Classeur Québec, Collection Droit civil, Lexis Nexis, fasc. 20 et Madeleine Cantin Cumyn, « L'acte constitutif d'une fiducie », dans *Mélanges Jean Pineau*, sous la dir. de Benoît Moore, Montréal, Les Éditions Thémis, 2003, pp.650-664を参照。

38）ケベック民法典は担保法、とりわけ動産担保法を現代化したことが指摘されなければならない。ケベック民法典第2660－第2802条を参照。

39）ケベック民法典第1299－第1370条。

輝生訳）「ケベック民法典研究の手引き」比較法学 29巻２号111頁以下（1996）。ケベック民法典における信託については、能見善久「ケベック新民法典と信託―コモンローとの交錯」北村一郎編『フランス民法典の200年』90頁以下（有斐閣、2006）。ケベック民法典制定前の信託については、滝沢聿代「ケベック民法典における信託」信託124号65頁以下（1980）、大島俊之「ケベックの信託法―歴史および信託本質論を中心として」信託法研究13号35頁以下（1989）。

財産と資産の関係、充当資産の概念、オーブリー＝ローの資産理論については、片山直也「財産―bienおよびpatrimoine」北村一郎編『フランス民法典の200年』177頁以下（有斐閣、2006）、横山美夏「財産―人と財産との関係から見た信託」NBL791号16頁以下（2004）、原恵美「信用の担保たる財産に関する基礎的考察―フランスにおけるパトリモワーヌ（patrimoine）の解明」法学政治学論究63号372頁（2004）、アンヌ＝ロール・トーマ＝レイノー（片山直也訳）「充当資産（le patrimoine d'affectation）」慶應法学19号513頁以下（2011）、マリー＝エレーヌ・モンセリエ＝ボン（片山直也訳）「充当資産（patrimoine d'affectation）の承認による個人事業者の保護（翻訳）―フランスにおける有限責任個人事業者（EIRL）に関する2010年６月15日法」法学研究84巻４号65頁以下（2011）、横山美夏「フランス法における所有（propriété）概念―財産と所有に関する序論的考察」新世代法政策学研究12号257頁以下（2011）。

ルポールの信託理論については、大村敦志『20世紀フランス民法学から』264頁以下（有斐閣、2009）〔初出：「フランス信託学説史一班」信託研究奨励金論集22号（2000）〕、ライオネル・スミス（渡辺宏之訳）「信託と財産（Patrimony）」早稲田法学86巻３号257頁以下（2011）。

フランス信託法については、山田希「フランス信託法の基本構造」名古屋大学法政論集227号597頁以下（2008）、森脇祥弘「フランス信託法の形成過程」高岡法学19巻１・２号95頁以下（2008）、金子敬明「フランス信託法の制定について」千葉大学法学論集22巻１号174頁以下（2007）、ピエール・クロック（平野裕之訳）「フランス民法典への信託の導入」法学研究81巻９号93頁以下（2008）、クリスティアン・ラルメ（野沢正充訳）「信託に関する2007年２月19日の法律」立教法務研究２号63頁以下（2009）、小梁吉章『フランス信託法』（信山社、2011）。

継伝贈与については、足立公志朗「フランスにおける信託的な贈与・遺贈の現代的展開（1）（2・完）『段階的継伝負担付恵与』・『残存物継伝負担付恵与』と相続法上の公序」民商法雑誌139巻４・５号466頁以下（2009）、139巻６号607頁以下（2009）。

なお、本文中の〔　〕内は翻訳者が付したものである。

【後記】

本講演の翻訳にあたっては、金山直樹教授および片山直也教授に有益な指摘をいただいた。ここに感謝を申し上げたい。なお、講演当日には、金山直樹教授の同時通訳により活発な質疑応答がなされた。後日、マドレーヌ・カンタン・キュマン名誉教授からは私信におい

て、本講演に参加いただき、有益な質問をして下さった皆様に感謝を申し上げる旨の言葉をいただいたことを附記しておきたい。

――参考資料　ケベック民法典関係条文の試訳――

（＊以下に掲記する関係条文の試訳は本講演に際して、参考資料として配布されたものを基としている。条文の訳出にあたっては、大島俊之「ケベック民法典（翻訳）Ⅰ－1、2、3、4、Ⅱ－1、2、Ⅲ－1、2、Ⅳ－1」九州国際大学法学論集14巻2号229頁以下（2007）3号150頁以下（2008）、15巻1号155頁以下、2号185頁以下（2008）、3号341頁以下（2009）、16巻1号145頁以下（2009）、2号147頁以下、3号211頁以下（2010）、17巻1号151頁以下（2010）、同「ケベックの信託法改正草案」大阪府立大学経済研究32巻4号125頁（1987）、そして能見善久「ケベック新民法典と信託―コモンローとの交錯」北村一郎編『フランス民法典の200年』90頁以下（有斐閣、2006）の内容が参考となった。なお、大島俊之教授によるケベック民法典の翻訳は、現在、1118条（第4編第3章第4節第2款「地上権の消滅」）まで進行している（大島俊之「ケベック民法典（翻訳）Ⅳ－1」九州国際大学論集第17号1号151頁以下（2010））。）

第1編　人

第1章　私権の享有および行使

【2条】あらゆる人は、資産（patrimoine）を享有する。

②資産は、法律に規定される場合に限り、分割または充当されることができる。

【6条】あらゆる人は、信義誠実（la bonnne foi）の要請に従い、私権を行使しなくてはならない。

【7条】他人を害する意図で（en vue de nuire à autrui）、または信義誠実の要請に反して、過度かつ不合理な態様で権利を行使してはならない。

第4編　財産

第6章　充当資産

第1節　財団

【1257条】財団（fondation）の財産は、独立かつ設定者もしくは他のいかなる者からも分離された資産、または法人の資産を構成する。

②前者の場合、この章の社会的信託に関する規定に従う。後者の場合、財団は同種の法人に適用される規定に従う。

【1258条】信託によって創設された財団は、贈与、または遺言によって確立され、それぞれの行為に関する規定が適用される。

第２節　信託

第１款　信託の性質

【1260条】信託は、設定者が、自己の資産（patrimoine）から財産（biens）を設定者によって設定された他の資産に移転する行為によって生じ、当該財産は設定者によって特定の目的に充当され、受託者は承諾により、当該財産を保持し、管理する義務を負う。

【1261条】信託に移転された財産によって形成される（formé）信託資産（patrimoine fiduciaire）は、設定者、受託者および受益者の資産から独立（autonome）かつ分離された（distinct）充当資産（patrimoine d'affectation）を構成し（constitue）、設定者、受託者および受益者のいずれも信託財産に物権を有しない。

【1262条】信託は、契約により、有償もしくは無償で、または遺言により創設され（établie）、一定の場合には法律により創設される。また、法律により許される場合には、裁判官によって創設される。

【1263条】契約によって創設された無償の信託は、債務の履行を担保することを目的とすることができる。この場合においては、第三者に対抗するために、信託に移転された財産の動産または不動産の性質に従い、信託は個人登記簿、動産登記簿、不動産登記簿に公示されなくてはならない。

②設定者の債務不履行の場合、受託者は、優先権および抵当権の編に定める抵当権を行使に関する規定に従う。

【1264条】信託は受託者の承諾により、受託者が複数存する場合には、受託者のうち一人の承諾によって設定される。

②遺言信託の場合においては、受託者の承諾の効力は死亡の時に遡って生じる。

【1265条】信託の承諾により、設定者は財産を喪失し（dessaisit）、受託者は、財産の充当目的を遂行し、財産の管理にあたることが課される。一定の者に受益権を確立するにあたっては、信託の承諾で足りる。

第２款　信託の種類および存続期間

【1266条】信託は個人的目的（fins personnelles）、または私益もしくは社会的利益（utilité privée ou social）のために設定される。

②信託を記載する場合において、これら信託は、処分者、受託者もしくは受益者の名称によって、または私益もしくは社会的利益のために設定された場合においては、その目的を反映した名称によって、特定される。

【1267条】個人信託（fiducie personnelle）は特定された者または特定可能な者に利益を獲得させる目的のもと、無償で設定される。

【1268条】私益信託（fiducie d'utilité privée）は、ある者の間接的な利益、記念のため、その他私的な目的のために、有体物（bien corporel）の設置、維持、保存、または特定の用途に充当された財産を利用することを目的とするものである。

【1269条】とりわけ投資または運用によって、設定者、設定者が指定した者、または団体構成員、組合員、従業員、株主のために、年金その他の利益をもたらすことを目的として、有

償で設定された信託も私益信託である。

【1270条】社会的信託（fiducie d'utilité sociale）は、文化、教育、慈善（philanthropic）、宗教、科学などといった、一般利益（intérêt général）のために設定される。

②社会的信託は、利益を生み出すことや、企業を経営することを主要な目的としない。

【1271条】複数の者の利益のために設定された個人信託は、元本の受益者を除き、連続して第二順位の果実および収入の受益者を超えて、受益者を指名することはできない。個人信託で予定された第三順位以下の受益者について効力は生じない。

②同順位の複数の受益者の間での果実および収入の取得分の増加は、同順位の共同継伝義務者の間での取得分の増加に関する代位の規定が適用される。

【1272条】第一順位の受益者の権利は、たとえ100年を超える期間が定められても、100年を超えない期間内に開始する。次順位の受益者の権利はその後に開始するが、信託の創設の後100年の経過時点において受け取るために要求される資格を有する受益者の利益のためだけに〔開始する〕。

②いかなる場合においても法人は、たとえ100年を超える期間が定められた場合においても、100年経過の後に受益者となることはできない。

【1273条】私益信託または社会的信託は永久たりうる。

第３款　信託の管理

第１目　受託者の指定および義務

【1274条】　完全な市民権の行使ができる全ての自然人および法律で許可を受けた全ての法人は、受託者として行動することができる。

【1275条】　設定者または受益者は、受託者となることができるが、いずれの資格も有しない他の受託者と共同で行動しなくてはならない。

【1276条】設定者は一人もしくは複数の受託者を指名することができ、または指名もしくは交代の方法を備えることができる。

【1278条】受託者は信託財産について支配権および排他的管理を有し、信託財産を構成する財産に関する諸権原（titres）は受託者の名義で取得される。受託者は資産に帰属する全ての権利を行使し、その充当目的を遂行するためのあらゆる適切な方法を採ることができる。

②受託者は完全管理（pleine administration）の任にあたる他人の財産の管理人（administrateur du bien d'autrui）として行動する。

第２目　受益者の権利

【1279条】無償で設定された信託の受益者は、権利が開始する時点において、贈与または遺贈において、その権利が開始した時に、受領に必要な資格を有していなければならない。

②複数の同順位の受益者が存する場合、これらの者が権利を主張するのであれば、これらの者のうち一人が権利を保全する資格を有していることで足りる。

【1281条】設定者は、果実および収益を受け取る権利を留保することができ、一定の場合には、それが無償で設定されたものであっても、信託の元本を受け取る権利を留保することができ、または、信託が生み出す利益にあずかる権利を留保することができる。

【1284条】信託の存続期間内において、受益者は、設定行為に従い、その者に認められた利益の給付、もしくは果実と収益、および元本のいずれも、またはこれらのうちの一つを請求する権利を有する。
【1285条】無償で設定された信託の受益者は、その者に認められた権利を受け入れたものと推定され、その者はその権利を処分することができる。
②受益者はいつでも認められた権利を放棄することができる。そして、その者が個人信託もしくは私益信託の受益者である場合には、公証証書原本によって放棄しなくてはならない。
第3目　管理及び規制の方法
【1287条】信託の管理は、設定者、設定者が死亡した場合にはその相続人、そして、受益者の監督に服する。将来の受益者であっても同様である。
②さらに、法律で定められた場合においては、私益信託または社会的信託の管理は、その目的および目標に従って、法律によって指定された者もしくは機関の監督に服する。
【1288条】法律によって指定された者または機関の監督に服する私益信託もしくは社会的信託の設定について、受託者は、特に、性質、目的、そして信託の存続期間および名称、受託者の住所を示す文書を指定された者または機関に提出しなくてはならない。
②受託者は、〔指定された〕者または機関の求めに従い、信託の記録の調査を受け、受託者に要求されたいかなる口座、報告、または情報を提供しなくてはならない。
【1289条】受益者が出生していない場合においては、個人信託の受益者の権利は、保佐人として行動するよう設定者に指名され、任務を承諾した者によって、もしその者がいない場合には、受託者または利害のある者の求めにより裁判所によって指名された者によって行使される。公的管理官（curateur public）も〔保佐人として〕行動するために指名を受けることができる。
②受益者として特定可能な者も潜在的な者も存在せず、将来においても受益者となる者が存在せず、誰も受益者となる者が存在しない個人信託においては、この項において受益者に認められた権利は公的管理官によって行使されることができる。
【1290条】設定者、受益者、もしくは利害を有する者は、これに反する条項にも拘わらず、受託者に対し、債務を履行すること、信託に必要な行為を遂行すること、信託を害する行為を止めることを強制するために、または受託者を解任するために訴えを提起することができる。以上の者は、信託資産または受益権に対する詐害をもって（en fraude）なされた受託者の全ての行為を攻撃する（attaquer）ことができる。
【1291条】裁判所は、受託者が十分な理由なく訴訟の提起を拒絶もしくは懈怠していた場合、または訴訟の提起が妨げられている場合、設定者、受益者に、またはいかなる利害のある者に、受託者の立場で、受託者の代わりに、訴訟を提起することを許可することができる。
【1292条】受託者、設定者、そして受益者により、設定者または信託資産の債権者を詐害する目的で共同してなされた行為について、連帯して責任を負う。
第4款　信託の変更
【1294条】とりわけ設定者に知られない、もしくは予見できない状況から生じた結果により、

信託が設定者の当初の意思に応えることができなくなった、信託の目的を追求することが不可能となった、またはそれに過分の費用を要するとき、裁判所は、利害関係の請求により、信託を終了することができる。裁判所はまた、社会的信託について、信託の当初の目的に可能な限り近い他の目的に変更することができる。

②信託が設定者の意思に応え続けているが、しかし、新たな手段によってより良く設定者の意思を尊重することができ、または信託の遂行が促進される場合には、裁判所は設定行為の諸条項を修正することができる。

第５款　信託の終了

【1297条】信託の終了に際して、受託者は権利を有する者に財産を返還しなくてはならない。

②受益者が存在しない場合、信託に残存している全ての財産は、設定者またはその相続人に帰属する（dévolus）。

【1298条】 社会的信託の財産は、その遂行が不可能であることにより終了した場合、当該信託の目的に可能な限り近い目的を有している信託、法人、またはその他の団体に帰属する。帰属する者の指名は、受託者の推薦により、裁判所によってなされる。裁判所はまた、もし当該信託が特定の法律の監督の下にあるときは、当該法律によって指名された者または機関の意見を聞くことができる。

【下流カナダ民法典】

（＊以下には、能見善久「ケベック新民法典と信託」北村一郎編『フランス民法典の200年』98頁（有斐閣、2006）による訳を掲載する。このほか、滝沢聿代「ケベック民法典における信託」信託124号65頁以下（1980）による訳が存する。）

第４a節　信託

【981b条】受託者は、信託の目的のために、受寄者および財産管理人〔訳者注：administrateurs〕として、信託によって引き渡された動産または不動産を受贈者または受遺者の利益のために、占有し〔訳者注：sont saisis〕、また、その者のために信託が設定された受贈者または受遺者に対しても、その占有の返還を求めることができる。

②この占有は、信託の存続期間として定められた期間に限られるが、信託が存続する限り、受託者は信託に関して、訴えまたは訴えられることができるほか、必要な全ての裁判手続上の行為をすることができる。